

雫石町新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

1 計画策定の趣旨

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、本町における新型インフルエンザ等の発生に備えるための基本的方針と具体的措置を示すものです。
本町では平成26年に行動計画を策定し、平成28年と令和2年に改訂しましたが、新型コロナウイルス感染症への対応を通じて明らかとなった課題や新たな科学的知見を踏まえた政府行動計画や県行動計画の全面的な見直し等に伴い、それらの計画の考え方と整合性をもつ必要があることから、町行動計画を全面的に改定するものです。

2 目的及び基本的な考え方

- 【1】「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」
【2】「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」

3 主な改正ポイント

【1】対象感染症の見直し

新型インフルエンザ及びコロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることを想定し、幅広い呼吸器感染症への対応。

【2】対策項目の見直しと追加

政府及び県行動計画との整合性を図り対象項目を整理し、平時の対応、ワクチンについての内容について記載。

【3】発生段階に応じた対応

平時の備えが重要であり、予防・事前準備の取組みを充実させるため、3期に分けた構成とし、時期ごとの特徴を踏まえた感染症危機対応について記載。

- ・準備期：新型インフルエンザ等の発生に備え、予防や事前準備を行う段階
- ・初動期：国内外で新型インフルエンザ等が発生し、有事の体制に移行する段階
- ・対応期：県内外の発生当初の封じ込めから、感染状況に応じて対応する段階

4 計画の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な戦略
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
第4章 町における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担
第6章 新型インフルエンザ等対策の対策項目
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第1章 実施体制
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
第3章 まん延防止
第4章 ワクチン
第5章 保健
第6章 物資
第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保

5 各対策項目の発生段階に応じた主な取組

対策項目	準備期	初動期	対応期
実施体制	①実践的な訓練の実施 ②町行動計画等の作成や体制整備・強化 ③国及び地方公共団体等の連携の強化	①町対策本部の設置検討 ②人員体制の強化 ③迅速な対策実施に必要な予算確保	①職員の派遣・応援対応 ②財政措置の確保 ③緊急事態措置の検討 ④町対策本部の廃止
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	①町民等への感染症対策に対する情報提供・共有 ②県との感染状況等の情報提供・共有 ③双方向のコミュニケーションの体制整備の推進	①町民等への情報提供・共有 ②県との感染状況等の情報提供・共有 ③双方向のコミュニケーションの実施 ④偏見・差別等や偽・誤情報への対応	
まん延防止	①感染対策の普及、感染対策強化に向けた理解の促進等	①町内におけるまん延防止対策の準備	
ワクチン	①必要資材の確保、ワクチン供給体制の想定 ②接種体制の構築（医療従事団体連携等） ③情報提供・共有 ④DX（予防接種デジタル化等）の推進	①接種体制の構築（医療従事者の確保等） ②必要資材等の確保 ③実施体制の確保	①ワクチン・必要資材の供給 ②構築した接種体制に基づく接種の実施 ③健康被害救済 ④情報提供・共有
保健			①健康観察及び生活支援の実施（県が行う健康観察・物品支給への協力）
物資	①感染症対策物資等の備蓄等（備蓄状況の確認）		
町民生活及び地域経済の安定の確保	①情報共有・支援実施体制の整備（関係機関） ②物資及び資材の備蓄 ③要配慮者等に対する生活支援準備・体制の構築 ④火葬体制の構築	①遺体の火葬・安置	①町民生活の安定確保に関する施策実施 ②社会経済活動の安定確保に関する施策実施

※各取組は、政府行動計画、政府ガイドライン、岩手県行動計画、岩手県ガイドラインに沿って記載